

厚木市指令第 32 号
令和 2 年 2 月 7 日

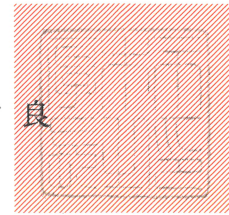
NO COPY

一般廃棄物収集運搬業許可証

東京都町田市木曽東一丁目 34 番 6 号
株式会社三凌商事
代表取締役 赤石 賢治 様

再複製無効

厚木市長 小林 常良



令和 2 年 1 月 31 日に申請のありました一般廃棄物収集運搬業を廃棄物の
処理及び清掃に関する法律第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

- | | |
|--------------------|--|
| 1 営業所等の所在地
及び名称 | 厚木市旭町一丁目 21 番 8 号 あさひビル 403
株式会社三凌商事 厚木支社 |
| 2 事業の範囲 | |
| (1) 業の種類 | 収集運搬（積替え保管を除く） |
| (2) 取扱廃棄物の種類 | ごみ（一般廃棄物） |
| 3 許可区域 | 厚木市内 |
| 4 許可期間 | 令和 2 年 4 月 1 日から
令和 4 年 3 月 31 日まで |
| 5 許可条件 | 裏面のとおり |
| 6 備考 | |

(収集運搬業)

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則を遵守するとともに厚木市長の指示に従い、事業計画等に基づき、事業系一般廃棄物を適正に処理すること。

再 複 写 無 効

- 2 厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則第 22 条等に基づき市内事務所又は事業所等を設けること。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- 3 収集運搬にあたっては、一般廃棄物が飛散及び流出しないようにし、また悪臭、騒音等のおそれのないようにし、市民に迷惑行為のないよう常に環境衛生の保全に努めること。
- 4 申請内容に変更が生じた場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、厚木市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則に基づき手続きをすること。
- 5 厚木市環境センターに搬入する場合は、当該施設の搬入における基準等を遵守し、他の市町村から排出された一般廃棄物、産業廃棄物、資源物等の搬入はしないこと。
- 6 毎月の業務実績報告を翌月の 10 日までに、指定の用紙により報告すること。